申込書および電話回線利用契約書

契約者様（以下、甲とする）と、【合同会社 くるとん】（以下、乙とする）の間で下記の通り契約したものとする。

（1）契約期間は、甲からの入金確認後、甲の希望日より開始する。契約期間は利用開始日より1ヶ月間（30日間又は31日間）とする。

継続又は更新は入金確認で自動継続、更新とし、本契約書の効力は継続する。

（2）解約は、甲からの連絡で受付し解約希望日（利用開始日から1ヶ月未満）に乙がサービスを停止する。

（3）乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかった場合、又は当社のお客様として相応しくないと判断した場合、

乙の判断でいつでも強制解約できる。

（4）甲は、申し込み契約時に、初期費用として登録料、基本料金、保証料（通話料金）を支払う。

（5）以下のサービスは、それぞれ保証金（預かり金）、月額基本料金、使用料金からなる。

□ 03発着信

□ IP電話(データ通信端末)

□ 逆転送電話

※基本料金（月額使用料）は、更新日前に請求する。

（6）保証金は、解約又は強制解約の時、又はそれに相当する場合、甲又は乙は基本料金にあてる事ができる。

（7）甲の都合による契約途中の解約、又は契約途中に発生した実費用の支払いが行われなかった場合は、いかなる事態に於いても乙は、

甲への保証金等の返却を行わない。

（8）甲の業務内容に違法の可能性がある場合、または違法性を認定された時、乙は該当契約を解除し、サービスを停止し、

保証金の返却を行わない。かつ、警察へ届け出る。

（9）乙から甲に請求する場合は、主に電話またはＦＡＸにて連絡し、お支払いは当社指定の金融機関の口座に振り込む。

（10）請求は基本的に開始日から1ヶ月後の毎月1回とする。但し、使用料金が保証金（通話料金）の70％を超えた場合常に乙は甲に請求できる。

甲は乙に請求確認後原則的に翌日までに支払いをする。

（11）保証金（預かり金）の返却は解約、又は強制解約の時に未払い使用料金を保証金（預かり金）から当て残金を乙は甲の指定する

金融機関の口座に振り込む。

（12）乙は、甲の契約した転送電話に関わる実費と秘書（私書箱）サービスに関わる通信料は別途請求で含る。

又、契約した郵便物転送サービスにかかる一切の費用を別途請求する事ができる。

（13）本契約の権利を甲及び乙は第三者に譲渡してはならない。但し令状を持参した官公庁の指示に対してはこの限りではない。

（14）乙が提供するサービスは、すべて電話転送業であり、契約以外のトラブルに関しては、一切責任を負わない。

甲、乙間は本契約のサーピス利用の目的は、違法なことで利用するものでないことを確認した。

（15）乙は、甲との契約内容及び個人（法人）情報の漏洩に最新の注意をはらい管理監督するも、担当所轄の認定が行われない限り甲、

又は第三者からの責任の追及や損害賠償には応じない。

（16）SMS（ショートメッセージサービス）、iモードメールなどを不特定多数へ大量に送信する、スパムメール行為を禁ずる。行為が確認出来次第、

乙は本契約を強制的に解除し、サービスを停止し、保証金の返却を行わない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名・個人名 |  | 代表者名 | 印 |
| 住所 |  | 契約番号 |  |
| 連絡先 | TEL | 転送先番号 |  |
| FAX | 備考 |  |

　確認項目（法改正による追加項目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取引を行う目的（使用用途) |  | 職業・事業内容 | 個人( )法人(  ) |
| 実質的支配者 |  | 備考 |  |

令和 　年　　月　　日

上記契約内容に同意し申し込む　　　　　　　　　　　　　　署名